

## 定住自立圏の形成に関する協定書

稚内市（以下「甲」という。）と幌延町（以下「乙」という。）とは、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に定める中心市宣言をいう。以下同じ。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、甲及び乙が相互に役割を分担して、定住に必要な都市機能及び生活機能の確保・充実を図るとともに、自立に必要な経済基盤の整備を促進することにより、魅力あふれる定住自立圏を形成することを目的とする。

### （基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために、次条に規定する政策分野において、相互の役割分担と連携の下で、共同し、又は補完し合いながら、行政サービスと民間機能の向上を図るものとする。

### （連携する具体的事項）

第3条 甲及び乙が連携して取り組む具体的事項は、次に掲げるものとし、その内容並びに甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野 別表第1
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 別表第2
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 別表第3

### （事務の執行等に係る基本的事項）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務を執行するものとする。

- 2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

### （協定の変更）

第5条 甲及び乙は、この協定を変更する場合は、軽微なものを除き、それぞれ議会の議決を経なければならない。

(協定の廃止)

第6条 甲及び乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上で、議決書の写しを添付した書面により、この協定の廃止を求める旨を他方に通告するものとする。

2 この協定は、前項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、その解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年1月20日

稚内市中央3丁目13番15号

甲 稚内市  
稚内市長

横田耕

天塩郡幌延町宮園町1番地1

乙 幌延町  
幌延町長

宮本 明

